

全管連が総務省に要望書を提出

2011年アナログ放送が終了し、地上デジタル放送に移行することに伴い、分譲マンションの管理組合に大きく影響するのが近隣地域への「電波障害問題」であります。

国は、従来からマンション建設に伴う電波障害対策の設置とその維持管理について、一貫して「原因者負担」の考え方で行政指導をしてきました。

そこでテレビ放送が地上デジタル放送に移行することに伴う電波障害対策について国策による変更であるとの認識に基づきNPO法人全国マンション管理組合連合会（略称：全管連・埼管ネットを含め17管理組合団体）は、1月18日総務省に対し、以下のような内容の要望書として提出しました。

1、デジタル化に伴う情報開示並びに電波障害範囲の調査とその費用負担

現在、電波障害対策を実施

しているマンションにおいては、現状の電波障害の範囲が地上デジタル放送に移行後、どのように変化するのか調査する必要があります。その調査は、原因者であります国が実施すると共に、現在把握されている関連情報を速やかに開示していただくよう要望しました。

2、デジタル放送対応の新規電波障害対策施設の設置とその費用負担

テレビ塔の設置場所が変わり、電波の影響する範囲が変化することに伴って、新たな電波障害対策施設を設置しなければならぬ可能性があります。その新規の電波障害対策施設を原因者である国において速やかに設置されることを要請しました。

3、アナログ対応の既存の電波障害対策

アナログ放送が、2011年終了した後は、電波障害対策の役割を終えたケーブル

を撤去しなければなりません。従ってアナログ放送終了後に不要となるこれら既存電波障害対策施設の撤去についても「原因者負担」の原則に基づき国による費用負担を要請いたしました。

事務局 佐々木

第11回 マンション問題総合 研究所通常総会開催

日時：H19年3月3日

場所：埼管ネット事務局

議案

第1号 H18年度事業報告

第2号 H18年度決算及び

監査報告

第3号 H19年度事業計画

案

第4号 H19年度予算案

第5号 H19年度役員紹介

案

喜田理事長の挨拶にはじまり、久保専務理事が議長に選出され、第1号～第5号議案まで審議され、すべての議案について、満場一致で承認されました。



納得、安心のできる管理

- ☆ 総合管理の受託から自主管理の応援まで
- ☆ 管理組合のニーズに合った管理システム
- ☆ 木目の細かい対応が出来ます

日本高層管財株式会社

本社東京都渋谷区代々木1-19-12新代々木ビル4階 〒151-0053
TEL 03-5388-4471(代) FAX 03-5388-6463